

広島県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があった旨、福山市選挙管理委員会から報告があつた。

令和七年四月七日

広島県選挙管理委員会委員長 大

辻

茂

別表

指 定 施 設		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
高島交流館	福山市田尻町2333番地10	名称	田尻高島交流館
		所在地	福山市田尻町2318番地